

# 揖斐川町学校教育の在り方審議会設置要綱

令和7年4月1日

揖斐川町

## (設置)

第1条 揖斐川町の地域性及び特性に即し、今後の児童生徒数の推移を踏まえた適正規模・適正配置及び、必要な教育環境の整備等について、幅広い見地から調査・検討を行い、揖斐川町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の将来を展望した教育の在り方を審議するための付属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）以下「法」という。）第138条の4第3項の規定に基づき、揖斐川町学校教育の在り方審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、今後的小中学校における教育のあり方について調査及び検討を行い、審議の結果を町長に答申するものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、15人程度の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 地域代表
- (4) 小中高等学校代表
- (5) その他町長が適当と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項各号の委員が当該各号に掲げる職を失したときは、委員の職を失うものとする。

3 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 審議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、審議会を代表して、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否に対して同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

5 会議の会議録は、審議会の承認を得て公開するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務の委任)

第8条 審議会の事務を、法第180条の2の規定に基づき、揖斐川町教育委員会教育長に委任し、及び補助執行をさせる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に開かれる審議会は、町長が招集する。

# 揖斐川町学校教育の在り方審議会運営規程

令和7年4月1日

揖斐川町教育委員会

## (目的)

第1条 この訓令は、揖斐川町学校教育の在り方審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第2条 審議会の運営事務を円滑に行うために、揖斐川町教育委員会（以下「委員会」という。）内に揖斐川町学校教育の在り方審議会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局は、教育長、委員会事務局長、及び学校教育課職員をもって構成する。

3 事務局の庶務は、学校教育課が処理するものとする。

## (拡大会議)

第3条 事務局は、審議会の要請に応じて、拡大会議を開催することができる。

2 拡大会議は、審議会からの質問等に対して協議し、意見を審議会に報告するものとする。

3 拡大会議の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 町内各中学校の3年生から教育長が適当と認める者 3名

(2) 町内中学校卒業の高校生から教育長が適当と認める者 2名

(3) 町内中学校卒業の社会人から教育長が適当と認める者 2名

4 拡大会議の議事は、事務局が行うものとする。

5 拡大会議は、原則非公開とする。

## 附 則

この訓令は、公表の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。